甲第81号証

今すぐ透かしを削除する

被控訴人答弁書に対する所見

令和２年６月２１日

東京高等裁判所第８民事部　御中

一般社団法人　日本禁煙学会 理事長　作田　学

1　私は被控訴人の令和２年４月８日付控訴答弁書を拝見し、それに対し、私が一般社団法人 日本禁煙学会の理事長としての所見を述べさせていただきます。

2　毎日吸う空気が汚れていることほど苦しいことはありません。
タバコの煙は、窒息するほど苦しいのです。

A娘さんは、どれほど苦しかったでしょう。いや、今でも時々、苦しめられているのです。

私は40年来、受動喫煙で苦しんでいる人を数多く見てきました。
私はなんとかしないといけないと思い、2005年に受動喫煙症の診断を可能にいたしました。
2005年からこれまで毎月私たちの禁煙相談会に来る患者が400名、そのうち約200名に日赤医療センターまで来て頂き、受動喫煙症の診断書を発行しました。

そのほとんどはレベルIII（再発性急性受動喫煙症）でした。少数がレベルIV（慢性受動喫煙症、化学物質過敏症など）、一人だけがレベルV（致死性受動喫煙症、各種のがんなど）の疑いでした。　A娘さんはレベルIVは確実で、レベルVも疑われました。

3　現在、日本では国立がん研究センターによりますと、受動喫煙によって毎年15000人の死者（レベルV)が出ると言われています。レベルIVは200～300万人、レベルIIIは1000万人と推定しています。これを他の疾患の死亡者と較べますと、交通事故死は3700人、アスベスト死は1600人、労働災害死は1000

pdfelement

今すぐ透かしを削除する

人、他殺は900人、食中毒は3名（2017年）です。
どれほど受動喫煙が恐ろしいかお分かりになると思います。

受動喫煙でお困りの方は実に多いのです。日本禁煙学会がお助けをして近隣住宅受動喫煙被害者の会を数年前に立ち上げましたが、たちまち2000名を超える人々が会員になりました。事ほどさように近隣住宅の受動喫煙で悩まされている人が多いのです。

4　受動喫煙症で困っている方は多いのですが、嘘を言ってえん罪にするケースは、これまでに一度たりともありませんでした。その理由は、受動喫煙症で訴えるには、現にタバコを吸っている人がいて、タバコの煙に困っていること、またタバコの煙を物理的に吸わされていることの証明（地図など）が必要です。これに蓋然性があると、ようやく医師によって診断書が発行されます。この時、実際に病気があることを証明しなければなりません。この手続きが難しいので、診断書までたどり着く方は少ないのです。
実際に受動喫煙に困っているとご相談を受けた方の中に、嘘を言っていると思われる方は皆無で、みな受動喫煙から逃れたいと必死でした。

pdfelement

5　このたびのダイヤモンド・プリンセス号の新型コロナウイルスは大変な事でした。
薬が足りないということになり、船員が持ってきた用紙に患者自身が病名と薬品名を書いて渡し、それに応じて薬品を配って歩いていったことが新聞にも大きく掲載されておりました。医師を介せず、診断と投薬が行われたのです。
これはすなわち、このような極限状態においては、医師法も超越されると理解いたしました。
A娘さんが受動喫煙症、それも化学物質過敏症に罹患していることは複数の医師の診断書で明確にわかりましたので、これは受動喫煙を止めさせない限り、徐々に悪化していくことは確実であり、いつ止めさせるかは今をおいてない。と言うことが明らかでした。
と申しますのは、化学物質過敏症が発症しますと、徐々に少量のタバコ煙で発症するようになっていきます。最後には周囲の人が臭いがすると気がついた時には患者本人は呼吸困難を訴えて倒れるようになります。このようになれば、もはや都会には住めません。
私は当時、裁判になるとは知りませんでしたし、一刻も早くタバコ煙を止めさせなければならないという危機感から、証明書を書いたのでした。
しかし、日赤医療センターのコンピュータ画面では証明書という項目はどこ

今すぐ透かしを削除する

を探しても無く、やむを得ず、診断書として発行しました。「と診断する」という文字は自動的に入ることになっていました。

いずれ体調が良くなった時は、往診をして診断書を補うつもりでした。

6　化学物質過敏症は色々な化学物質で発症する事は分かっています。ただ、それが発症する道筋が違うのです。

たとえば、タバコ煙に感受性がある方、芳香剤に感受性がある方、シックハウス症候群の方などさまざまです。芳香剤に感受性がある人の場合、洗剤が徐々に嫌なものとなっていき、ついには化学洗剤のすべてが嫌になり、化学物質過敏症を発症します。

シックハウス症候群の場合も同様で、新しい塗料に敏感になり、徐々に家の中に入るだけで症状が出て、やがて化学物質過敏症を発症します。これらは化学物質過敏症を発症するまでは、タバコ煙にはまったく左右されません。

タバコ煙による化学物質過敏症のケースでは、最初の内はタバコ煙だけに感受性があります。やがて化学物質過敏症が重篤になれば、他の化学物質にも感受性が出ますが、それは病歴の後の事です。

被控訴人は化学物質過敏症だから何が原因かは分からないと言っておりますが、明らかに誤りです。

pdfelement

7　控訴答弁書では、日本禁煙学会の受動喫煙の診断基準があいまいであると批判しております。もちろん、単純かつ明確な基準がみえるわけではなく、様々な症状要素を総合的に判断して受動喫煙症のレベルを認定することになるのです。「禁煙学改訂４版」（南山堂出版）（甲 96 号証）１１１頁以下に詳細に述べている通り、診断をするに際し、患者にどのような徴表があるかを判断し、患者の主訴を十分に聞き取り判断して診断していくのです。

Ａ娘 については、同書１１１頁、表Ｉ-3-10「受動喫煙症の分類と診断基準」に照らし合わせればレベル４の症状疾患「タバコアレルギー、化学物質過敏症」に該当し、また　Ａ娘　の書いた手紙には「口腔内、喉、肺、食道まで激痛が走り、呼吸困難を起こし心臓が苦しくなる」と記載されていることから、十分にレベル４の診断に至るものと考えます。

以上、私の所見を申し述べます。